

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）

（通則）

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第78条第3項に規定する復興交付金のうち、環境大臣を東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）第47条第1項に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）とするもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。）第8に規定する基金に交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令並びに制度要綱及び復興交付金基金管理運営要領（平成24年1月13日付け、府復第4号・23文科政56号・厚生労働省発会0106第4号・23予634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号通知。以下「基金管理運営要領」という。）のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は、この要綱においては、法第77条第1項に規定する特定市町村に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、特定市町村の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

第4条 交付金は、復興交付金事業等を実施するための基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）を交付の対象とする。

（事業期間）

第5条 復興交付金によって行う事業の実施期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

（復興交付金事業等の内容）

第6条 復興交付金事業等は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち低炭素社会対応

型浄化槽等集中導入事業とする。

2 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者及び実施要件は、以下に定めるものとする。

低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業は、特定市町村の区域内で、東日本大震災における津波等に伴い、著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために、単なる災害復旧にとどまらず、面的な広がりをもって新たな地域づくりを行う地域において、浄化槽の計画的な整備を図るために、「その設置を行う者に対し、設置に要する費用を助成する事業」（以下「浄化槽設置整備復興事業」という。）、又は「特定市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業」（以下「浄化槽市町村整備復興事業」という。）とする。なお、設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一の敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含むものとする。

なお本事業の助成の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度に既に設置済みであるものは、助成の対象外である。

1) 浄化槽設置整備復興事業

(1) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、特定市町村とする。

(2) 事業の対象となる地域

復興交付金事業計画に基づく計画区域であること。

(3) 事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽で、同法第4条第1項及び同上第2項の規定による基準に適合し、かつ、以下に定める要件に該当するいずれかの浄化槽であること。

- ・ 通常の場合にあつては、以下のア及びイに該当する浄化槽であること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、アに該当する浄化槽であること。
- ・ 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びウに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びウに該当する浄化槽であること。
- ・ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びエに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びエに該当する浄化槽であること。
- ・ BOD除去能力に関する高度処理浄化の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びオに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びオに該当する浄化槽であること。

ア 「平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知」に定める「合併処置浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するもの

であること。

イ 浄化槽の消費電力が以下に定める人槽ごとの基準に適合するもの。

- ・ 5人槽：定格出力52ワット以下
- ・ 7人槽：定格出力74ワット以下
- ・ 10人槽：定格出力101ワット以下
- ・ 11人槽以上の浄化槽：定格出力（ $n \times 9.6 + 4$ ）ワット以下
（ n ：人槽）

ウ 放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{リットル}$ 以下又は総りん濃度 $1\text{mg}/\text{リットル}$ 以下の機能を有するものであること。

エ 放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{リットル}$ 以下及び総りん濃度 $1\text{mg}/\text{リットル}$ 以下の機能を有するものであること。

オ BOD除去率97%以上、放流水のBOD $5\text{mg}/\text{リットル}$ （日間平均値）以下の能力を有するものであること。

（4）事業の要件

交付金の交付に際しては、浄化槽法第7条、第11条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めるなど、法定検査の実施の確保に努めること。本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあつては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

（5）工事施工監督

小型の浄化槽及び変則浄化槽の工事については、以下の者の監督の下に行われるものであること。

ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模浄化槽施工技術特別講習会を終了した者

イ 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

2) 浄化槽市町村整備復興事業

（1）事業の実施主体

この事業の実施主体は、特定市町村とする。

（2）事業の対象となる地域

復興交付金事業計画に基づく計画区域であること。

（3）事業の対象となる浄化槽等細目基準

「浄化槽設置整備復興事業」と同様とする（低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽に係る規定を除く。）。

（4）交付対象範囲

交付対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

- ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）
- イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）
- ウ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）
- エ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る。）

(5) 事業の要件

本事業は、次のアからカの全てを満たすものであること。

- ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽又は変則浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。
- イ 浄化槽又は変則浄化槽の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること。
- ウ 原則として、復興交付金事業計画において、事業実施地域内の全戸に戸別（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であること。ただし、次の（ア）～（ウ）に掲げる地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、5戸以下の住宅に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。
 - （ア）対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合
 - （イ）対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合
 - （ウ）家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合
- エ 本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。
- オ 設置後の浄化槽又は変則浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。また、市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。
- カ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変

則浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。なお、新たに設置し、経理するものとするが、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計等により経理することも差し支えない。また、整備区域、維持管理等に係る料金等個別浄化槽の整備、管理に関する事項を条例により定めることが望ましいこと。

(6) 工事施工監督

「浄化槽設置整備復興事業」と同様とする。

3 対象経費及び基本国費率等については、別表のとおりとする。

(交付額)

第7条 環境大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移替えられた交付金について、次項の交付金の交付額以内で、復興交付金事業等に要する費用を特定市町村に交付する。

2 交付金の交付額は、制度要綱第4により特定市町村に通知された復興交付金事業等ごとの交付可能額を限度とする。

交付額=A

$$A = \sum_{i=1}^m (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2})$$

A : 基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の交付対象事業費のうち国及び特定市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 基幹事業の事業数

(交付申請手続)

第8条 交付金の交付の申請は、特定市町村の長が様式1による基金造成事業に関する交付申請書に関係書類を添えて、制度要綱第4の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出して行うものとする。

(変更交付申請手続)

第9条 交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、特定市町村の長が様式2による変更交付申請書、様式2-2による東日本大震災復興交付金交付決定変更額表を内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第10条 環境大臣は、第8条の規定による交付申請書又は第9条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式3による交付決定通知書を内閣総理大臣を経由して特定市町村の長に送付するものとする。

(交付の条件)

第11条 復興交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。

2 復興交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。

3 復興交付金事業等は、平成32年度末を期限として実施するものとし、復興交付金事業等が全て終了した場合において、復興交付金基金の残余额を環境大臣の指示を受けて国に納付しなければならない。

4 特定市町村は、復興交付金基金の額が復興交付金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると環境大臣が認めた場合又は環境大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 特定市町村の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で内閣総理大臣を経由して環境大臣に申し出なければならない。

(交付金の支払)

第13条 特定市町村の長は、第10条の規定により交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、様式4による支払請求書を内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定により適正な支払請求書を受理した後、速やかに請求のあった交付金を支払うものとする。

(実績報告)

第14条 特定市町村の長は、基金造成事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式5による実績報告書を、内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第15条 環境大臣は、第14条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定して、様式6による交付額確定通知書により内閣総理大臣を経由して特定市町村の長に通知するものとする。

2 環境大臣は、特定市町村の長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、基金造成事業に要した経費を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、特定市町村が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、特定市町村の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 特定市町村が、適化法、適化法施行令その他の法令、制度要綱、基金管理運営要領若しくはこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣から是正のための指示を受け、その指示に従わない場合

二 特定市町村が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途に使用した場合

三 特定市町村が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく交付金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(交付金の経理)

第17条 特定市町村は、交付金と基金造成事業に係る証拠書類等を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(標準処理期間)

第18条 環境大臣は、第8条に規定する交付申請書が環境大臣に到達した日から起算して、原則として3か月以内に交付の決定を行うものとする。

(復興交付金事業等の実施)

第19条 特定市町村における復興交付金事業等の実施に係る契約の際には、特定市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、特定市町村の財務規則等に基づき、契約するものとする。

2 特定市町村は、復興交付金事業等の実施に係る交付の際には、交付申請その他の手続き等の交付要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、制度要綱、基金管理運営要領及びこの要綱に定める事項を付さなければならない。

(復興交付金事業計画の変更)

第20条 特定市町村は、制度要綱第1の7の復興交付金事業計画の変更を行い、内閣総理大臣に対して変更後の復興交付金事業計画を提出する場合には、併せて様式7による東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表1、2を作成し、環境大臣に提出するものとする。

(復興交付金事業等の中止又は廃止)

第21条 特定市町村は、復興交付金事業等の一部又は全部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式8による事業等中止(廃止)承認申請書を作成し、内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

2 環境大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

(復興交付金事業等の状況報告)

第22条 特定市町村は、毎年度末に、当該年度に実施した復興交付金事業等について様式9による事業等状況報告書を作成し、当該年度末の翌々月20日までに、内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(復興交付金事業等の検査等)

第23条 環境大臣は、復興交付金基金による復興交付金事業等の執行の適正を期するため必要があるときは、特定市町村に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 環境大臣は、前項の調査により、適化法、適化法施行令、制度要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、特定市町村に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(復興交付金事業等の実績報告)

第24条 特定市町村は、復興交付金事業等が全て終了したとき又は平成32年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に様式10による事業等実績報告書を作成し、内閣総理大臣を経由して環境大臣に提出しなければならないものとする。

(指導監督交付金)

第25条 国は、都道府県知事が行う特定市町村に対する指導監督のための事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(財産の管理等)

第26条 特定市町村は、復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、復興交付金事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 環境大臣は、特定市町村が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第27条

1 復興交付金により取得した浄化槽については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、環境大臣が別に定める期間は平成25年3月30日厚生省告示第150号によるものとし、これに定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずにこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

3 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

4 ただし、「浄化槽設置整備復興事業」には前3号は適用しない。

(附則)

1 この要綱は平成27年8月26日から施行する。

2 この要綱の取扱いの詳細については、別途環境省が定めるものとする。

別表 1 - 1

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
浄化槽			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)			
	(1) 5人槽	332×基数		352×基数
	(2) 6～7人槽	414×基数		441×基数
	(3) 8～10人槽	548×基数		588×基数
	(4) 11～20人槽	939×基数		1,002×基数
	(5) 21～30人槽	1,472×基数		1,545×基数
	(6) 31～50人槽	2,037×基数		2,129×基数
(7) 51人槽～	2,326×基数	2,429×基数		
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 1 - 2

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)			
	(1) 5人槽	444×基数		471×基数
	(2) 6～7人槽	486×基数		519×基数
	(3) 8～10人槽	576×基数		615×基数
	(4) 11～20人槽	1,092×基数		1,164×基数
	(5) 21～30人槽	1,860×基数		1,953×基数
	(6) 31～50人槽	2,496×基数		2,610×基数
(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)			
	(1) 5人槽	444×基数		471×基数
	(2) 6～7人槽	486×基数		519×基数
	(3) 8～10人槽	576×基数		615×基数
	(4) 11～20人槽	1,092×基数		1,164×基数
	(5) 21～30人槽	1,860×基数		1,953×基数
	(6) 31～50人槽	2,496×基数		2,610×基数
(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数		
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 1 - 3

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)	(千円)		
	(1) 5人槽	528×基数		558×基数
	(2) 6～7人槽	693×基数		738×基数
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(3) 8～10人槽	963×基数		1,029×基数
	(4) 11～20人槽	1,674×基数		1,779×基数
	(5) 21～30人槽	2,811×基数		2,952×基数
	(6) 31～50人槽	3,774×基数	3,912×基数	
	(7) 51人槽～	4,201×基数	4,386×基数	
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1／2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1／3

別表 1 - 4

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)	(千円)		
	(1) 5人槽	489×基数		516×基数
	(2) 6～7人槽	654×基数		696×基数
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(3) 8～10人槽	903×基数		963×基数
	(4) 11～20人槽	1,551×基数		1,650×基数
	(5) 21～30人槽	2,607×基数		2,736×基数
	(6) 31～50人槽	3,501×基数	3,660×基数	
	(7) 51人槽～	3,906×基数	4,080×基数	
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1／2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1／3

別表 2 - 1

1 区分	2 基準額		3 対象経費		
浄化槽	(千円)		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表3に定める交付対象事業費		
	(1) 5人槽	837×基数		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)	882×基数
	(2) 6～7人槽	1,043×基数			1,104×基数
	(3) 8～10人槽	1,375×基数			1,495×基数
	(4) 11～15人槽	2,039×基数			2,191×基数
	(5) 16～20人槽	2,786×基数			2,937×基数
	(6) 21～25人槽	3,332×基数			3,491×基数
	(7) 26～30人槽	4,066×基数			4,271×基数
	(8) 31～40人槽	4,521×基数			4,743×基数
	(9) 41～50人槽	5,737×基数			5,993×基数
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数	
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内				
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

※基本国費率 1/2

別表 2 - 2

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表に定める交付対象事業費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽 (10) 51～100人槽 (11) 事務費	1,020×基数 1,134×基数 1,380×基数 2,139×基数 3,288×基数 4,140×基数 4,812×基数 5,592×基数 6,441×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	1,080×基数 1,212×基数 1,482×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。
- ※基本国費率 1 / 2

別表 2 - 3

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		<p>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表3に定める交付対象事業費</p>
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 1,137×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,431×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,932×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,787×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 4,287×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 5,394×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 6,270×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 7,287×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 8,397×基数</p>	<p>(千円)</p> <p>1,200×基数</p> <p>1,527×基数</p> <p>2,075×基数</p> <p>2,982×基数</p> <p>4,530×基数</p> <p>5,667×基数</p> <p>6,576×基数</p> <p>7,620×基数</p> <p>8,766×基数</p> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
- 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

※基本国費率 1 / 2

別表2-4

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p>		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表3に定める交付対象事業費	
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	1,083×基数		1,143×基数
	(2) 6～7人槽	1,377×基数		1,467×基数
	(3) 8～10人槽	1,848×基数		1,983×基数
	(4) 11～15人槽	2,649×基数		2,832×基数
	(5) 16～20人槽	4,074×基数		4,305×基数
	(6) 21～25人槽	5,127×基数		5,388×基数
	(7) 26～30人槽	5,958×基数		6,249×基数
	(8) 31～40人槽	6,924×基数		7,242×基数
	(9) 41～50人槽	7,977×基数		8,325×基数
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
- 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。（差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村19/30）

※基本国費率 1/2

別表 3 (対象経費の算定基準)

I 区分	II 費目	III 細目	IV 交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅費及び 庁費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用

様式1（第8条関係）

番号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の交付申請について

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付可能額の通知を受けた東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の交付申請について、次のとおり申請する。

- 1 交付金申請額 金 円
（別添 復興交付金（復興交付金基金）交付申請額内訳）
- 2 基金造成計画書（別紙1）
- 3 特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込） 書抄本（別紙2）
- 4 添付書類
特定地方公共団体の基金条例（又は基金条例（案））

別紙1

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	単位：円	
合計額		

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙2

特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込）書抄本

（特定地方公共団体の名称： ）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) ○○支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

様式1-2（第8条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等に関する交付申請関係書類（復興交付金事業計画）の
提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1 東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表1（別紙1）
- 2 東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表2（別紙2）
- 3 施設概要（浄化槽系）（別紙3）

様式2（第9条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の変更交付申請について

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって交付の決定を受けた東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）について、次のとおり変更したいので申請する。

1 交付金（ ）申請額 金 円
（変更後交付申請額 金 円）

2 変更を受けようとする理由

3 基金造成計画書（変更）

4 特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込） 書抄本（変更）

※交付の決定を受けた際に記載した内容を上段括弧書きとすること。

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付決定通知書

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 殿

平成 年 月 日付け第〇〇号で交付申請のあった平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成〇年〇月〇日付け第〇〇号交付申請書のとおりである。
- 2 交付金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、平成 年 月 日付け第〇〇号交付申請書のとおりである。

- 4 交付金の確定額は、交付すべき交付金の額と交付金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 事業者は、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第○号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（内閣府令第○号）、適化法、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、東日本大震災復興交付金制度要綱、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領及び同要綱に従わなければならないこととする。
- 6 この交付決定に対して不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 年 月 日とする。

様式4（第13条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）支払請求書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付決定の通知を受けた平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）の支払を受けたいので、交付要綱（環境省）第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 基金の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

（単位：円）

経費区分	交付決定額①	既受領済額②	差引請求額①－②
復興交付金			
合計			

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びふりがな

※「1 基金の名称」は、条例などで定められた名称を記載すること。

様式5（第14条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号をもって復興交付金の交付決定を受けた基金造成事業に係る実績について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）第14条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 国庫補助精算額 金 円

A 交付決定額	円
B 交付金受入済額	円
C 差引過不足額（A－B）	円

2 基金造成事業実施状況調書（別紙1）

3 特定地方公共団体歳入歳出決算（見込）書の抄本（別紙2）

別紙1

基金造成事業実施状況調書

基金の保有 区分	造成年月日	保管額 単位：円	年利率	備考
合計額				

特定地方公共団体の歳入歳出予算（見込）書抄本

(特定地方公共団体の名称：)

(単位：円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) 〇〇支出金		(款) 〇〇支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

様式6（第15条関係）

〇〇〇発第〇〇号

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付額確定通知書

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 殿

平成 年 月 日付け〇〇〇発第〇〇号で交付決定した東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）については、平成 年 月 日付け番号による実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので通知する。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 印

様式7（第20条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

復興交付金事業計画の変更に伴う関係書類の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1 東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表1（別紙1）
- 2 東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表2（別紙2）
- 3 施設概要（浄化槽系）（別紙3）

様式8（第21条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等中止（廃止）承認申請書

標記について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 復興交付金事業等の事業番号及び名称

2. 中止（廃止）の理由

（注）具体的に記載する。

3. 中止（廃止）後の措置

様式9（第22条関係）

番号

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等状況報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（〇〇省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

（単位：円）

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A + B - C)
合計				

（注）初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

（単位：円）

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
合計				

（注）当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

様式 10 (第 24 条関係)

番号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

特定地方公共団体の名称及びその長の氏名 印

東日本大震災復興交付金事業等実績報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（環境省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	支出額 (C)	残額 (A + B - C)
合計				

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益
合計	

別添様式

道県名:

〇〇市(町・村)復興交付金(復興交付金基金)交付申請額内訳

平成〇年〇月時点

(単位:千円)

事業名称	事業期間(年度)		基本国費率 (a)	交付対象総事業費 (b)	交付対象総事業費のうち、特定市町村以外の者が負担する額を減じた額 (c)	交付金交付額 (交付申請額＝ 基金造成額) $a \times b + ((b - a) \times b) \times 1/2 - c$	備考
	開始	終了					
浄化槽設置整備復興事業			1/2				
浄化槽市町村整備推進復興事業			1/2				
合計							

東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名		(2) 地域内人口		(3) 地域面積	
(4) 構成市町村等名		(5) その他特記事項*			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標		
		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成
総人口										
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口									

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

3 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業主体 名称	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考	
		開始	終了	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度			
○浄化槽に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽設置整備				0					0						
浄化槽市町村整備推進				0					0						

施設概要（浄化槽系）

道県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 整備計画の方針	整備対象地域の設定方針、各種生活排水処理施設の整備区域の設定方針等簡潔に記載
(3) 事業の実施目的及び内容	
(4) 事業期間	年度～ 年度
(5) 事業計画額	交付対象事業費 千円

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

※ 個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
合計	基 (人分)			

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____

市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____

対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）